

茨城県業務継続計画

（地震編）

令和4年3月

茨 城 県

茨城県業務継続計画目次

はじめに	1
I 総則	
1 目的・効果	2
2 地域防災計画との関係	3
3 業務の概念	4
4 適用範囲	4
II 業務継続の基本方針	5
III 地震による被害が業務に与える影響	
1 地震の考え方	6
2 地震における社会への影響	7
3 地震における業務への影響	8
IV 地震発生時の業務	
1 応急対策業務及び優先度の高い復旧対策業務	11
2 優先度の高い通常業務	12
3 業務に必要な職員	13
V 非常時優先業務の執行体制の確保	
1 指揮命令系統の確保	18
(1) 災害対策本部	
(2) 各所属	
2 業務執務環境の確保	19
(1) 災害対策本部	
(2) 各所属	
3 業務を遂行する職員のための電気、水、食料等の確保	20
(1) 電力供給体制の確保	
(2) 水、食料等の確保	

VI 業務継続マニュアルの策定

- 1 各所属の非常時優先業務を抽出して業務ごとに優先度を設定・・・・・・・・・・ 2 1
- 2 地震による被害が各所属の業務に与える影響を想定・・・・・・・・・・ 2 1
 - (1) 施設(庁舎)の耐震性
 - (2) 職員の参集状況
- 3 各所属の課題を検討・整理・・・・・・・・・・ 2 2
 - (1) 業務執行環境
 - (2) 業務資源
- 4 各所属の課題対応策を検討・整理・・・・・・・・・・ 2 5
 - (1) 業務執行環境
 - (2) 業務資源
- 5 マニュアル策定における調整・・・・・・・・・・ 2 5

VII 業務継続計画・マニュアルの維持管理

- 1 P D C Aサイクルによる最適化・・・・・・・・・・ 2 6
- 2 計画やマニュアルの実効性確保に係る具体的取組・・・・・・・・・・ 2 6
 - (1) 所属のBCP マニュアル等に係る勉強会等の実施
 - (2) 所属のBCP 整理表及び事務分担表の携行
 - (3) 人事異動に伴う引継ぎ等の徹底
- 3 市町村・関係機関との協力・連携・・・・・・・・・・ 2 7
 - (1) 市町村業務継続計画策定等への協力
 - (2) 関係機関に対する計画やマニュアルの理解促進と連携強化

[資料編]

- 様式1 「応急対策業務及び優先度の高い復旧対策業務整理票」
- 様式2 「優先度の高い通常業務整理票」
- 様式3 「耐震状況・職員参集状況整理票」
- 様式4 「被害・影響イメージ整理票」
- 様式5 「非常時優先業務事務分担表」

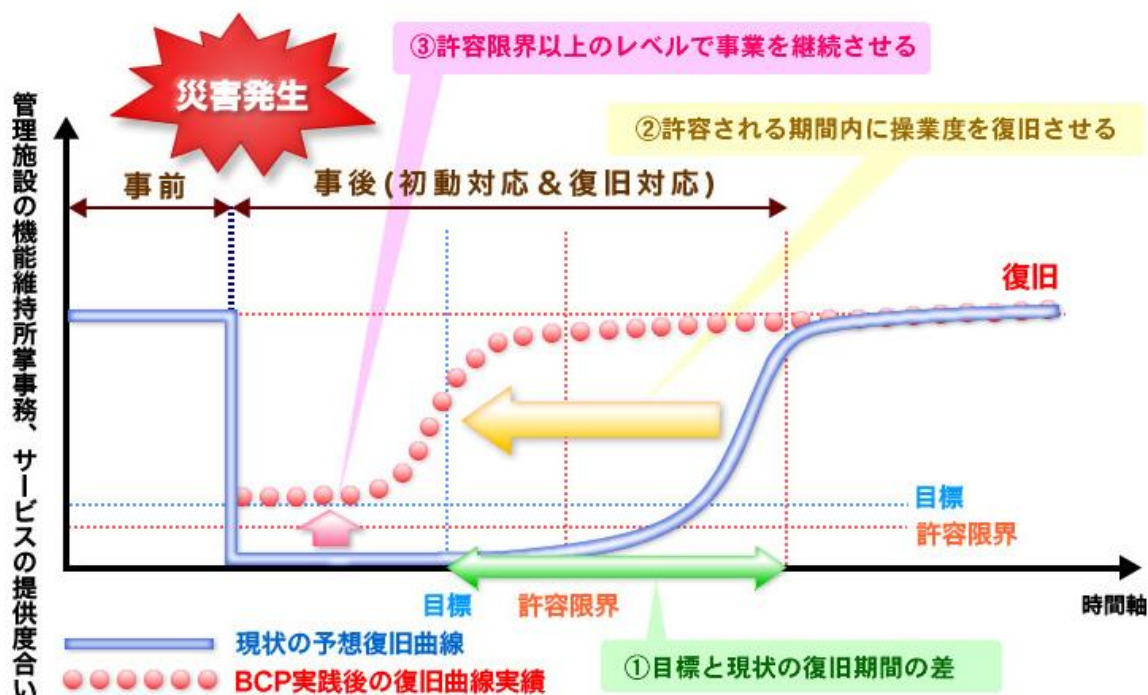
はじめに

- 東日本大震災では、本県でも最大震度 6 強を観測し、沿岸部には津波が来襲し、また、県内の広範囲で液状化が生じるなど、死者・行方不明者あわせて 6 7 名（関連死含む。）、住宅の被害も約 2 1 万棟にのぼる甚大な被害が生じた。
- 県の庁舎や設備も損傷し、ライフライン供給の途絶や業務の実施に必要な物資や資機材が不足するなど、災害への応急復旧業務だけでなく、県民生活にとって重要な通常業務の実施にも大きく影響を及ぼした。
- このため、本県では、大規模な地震が発生した場合に業務に与える影響や、業務継続の基本方針、対象となる業務や課題の把握と対応策、実施体制の確立など、県全体の基本的な指針を策定することとした。
- 本計画に基づき、本庁各課（室）や各出先機関が、それぞれの行動計画となる業務継続マニュアルを作成し、県全体として業務継続力を担保する。
- これにより、本県では、大規模な地震が発生した場合の被害拡大防止が図られ、県民の生命・身体及び財産を守ることが可能となり、非常時優先業務を円滑・確実に実施することで、県民生活の早期安定や社会生活基盤の維持を図る。
- なお、本計画は、実態にあわせて点検・改善し、これを常に管理しなければ、実効性を持たなくなるため、継続的な維持管理が必要となる。このような観点から、本計画は常に改善していくものであることを前提とする。

I 総則

1 目的・効果

- 県では、大規模地震により県の機関や職員自身も被災し、人・物・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下において、必要な応急対策を実施しつつも、優先して実施すべき通常業務を継続していかなくてはならない。
- 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、大規模な自然災害や新型インフルエンザなどが発生した場合に、応急活動を迅速かつ的確に行いつつも、県が最低限実施しなければならない業務を継続（早期再開）するために、あらかじめ行う業務を整理し、必要となる人員や資源の調達、業務継続の手順などを定めるものであり、県は、「茨城県業務継続計画（地震編）」（以下「本計画」という。）を定めることにより、大規模地震が発生した場合においても最低限必要な業務レベルを維持する。
- 本計画及び本計画に基づき本庁各課室、各出先機関が作成する業務継続マニュアルによって、発災時に実施すべき業務をあらかじめ特定し、その業務を実施するために必要な資源の確保・配分や、代替策の検討、指揮命令系統の明確化等、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮及び発災後の速やかな業務レベル向上を期する。



＜図1 業務継続計画(BCP)導入による業務レベルの落ち込み防止と早期復旧イメージ＞

- ※ 業務継続計画（BCP）を策定していない場合
地震の発生後、庁舎や設備、職員自身等が被災することにより、業務レベルが著しく低下し、業務の目標レベルを下回り、通常の業務レベルまで回復するには時間を要する。
- ※ 業務継続計画（BCP）を策定した場合
地震の発生後、人や資機材などの限られた資源を、あらかじめ定めていた非常時優先業務へ優先的に投入することができるため、業務レベルの落ち込み防止及び回復までの時間短縮が図られる。

2 地域防災計画との関係

- 茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）及び同（津波災害対策計画編）、同（風水害等対策計画編）（併せて、以下「県地域防災計画」という。）は、国や県、市町村、防災関係機関などが、地震発生時の応急対策に係る対応（実施体制、実施事項等）をはじめとして、災害の予防段階から復旧・復興段階までの対応策を定めたものである。
- 本計画は、大規模地震の発生時に、「県の行うべき業務をいかにして実施していくか」に着目したものであり、あらかじめ業務の優先度を検討して継続実施すべき業務を特定し、活用できる資源（人や資機材等）を推定した上で、その限られた資源をどう配分するか、足りない場合はどのように代替策を講じるか定めることにより、必要な業務の円滑・確実な実施を期するものである。
- 県地域防災計画が、県以外の機関を含めた本県における防災対策の全体像を示す計画であるのに対し、本計画は、県が行うべき震災発生後の業務を対象として、その円滑・確実な実施のための準備を示す県の内部計画である。

（参考）防災基本計画（中央防災会議 最終改定令和3年5月25日）における業務継続に関する記述

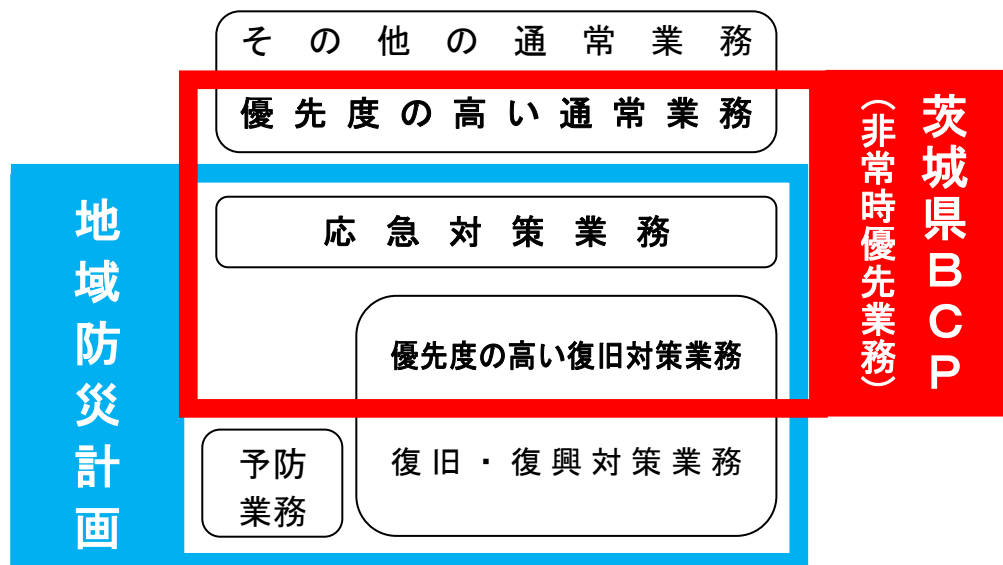
- 地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
- 特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（参考）茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）（茨城県防災会議 最終改定令和3年3月）における業務継続に関する記述

- 県は、県の機関や職員自身も被災し、人・物・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下において、応急対策業務や優先度の高い復旧業務を実施しつつ、優先度の高い通常業務についても維持するため、業務継続計画（BCP）を策定し、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。
- また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各部署において、同計画に基づき、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれの職場において整理した課題や対応策を実行することにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの向上を図ることとする。
- なお、同計画及び同マニュアルは、人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対応し検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。

3 業務の概念

本計画の対象とする業務（非常時優先業務）は、図2に示すとおり、「応急対策業務」及び「優先度の高い復旧対策業務」に「優先度の高い通常業務」を加えたものである。



<図2 業務の概念図>

① 応急対策業務

大規模地震の発生時に行う応急業務として、県地域防災計画第3章「応急対策計画」に定める業務

② 優先度の高い復旧対策業務

大規模地震の発生時に行う復旧業務として、県地域防災計画第3章「応急対策計画」に定める業務のうち、優先度の高いもの

③ 優先度の高い通常業務

大規模地震の発生という緊急事態であっても、県民の生命や社会生活に重大な影響を及ぼすことから、休止できない（又は早期に再開すべき）通常業務

4 適用範囲

- 本計画は、知事部局、会計事務局、企業局、病院局、教育庁・県立学校・学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）における業務を対象とする。
- 各行政委員会においても、本計画を参考として業務継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- 県の業務継続に必要な不可欠な関連事業者に対しても、業務継続計画（BCP）を策定するよう要請する。

Ⅱ 業務継続の基本方針

- 東日本大震災の経験に鑑みると、地震の発生は予測できず、被害は県内どこでも生じ得るものである。ひとたび大規模地震が発生した場合は、ライフラインや重要な社会インフラ設備が甚大な被害を受け、県の庁舎や設備の被害、職員自身や家族が被災することが考えられる。これにより、業務を行う場所や人員、資機材が不足し、発災直後は県の業務レベルが著しく低下する事態が予想される。
- 日常的に提供している行政サービスには、県民の生命・身体及び財産を守るために中断が許されないものや、県民生活に密着した業務としていかなる事態にあっても一定の水準を維持しなければならないものがあり、これらの業務は応急復旧業務を行いながらも同時に継続することが求められる。
- 大規模地震が発生して人員や資機材が不足する状況下においても、次の基本方針に基づき非常時優先業務を継続して実施する。

基本 方針	① 業務を円滑に行うため、業務の優先順位をあらかじめ整理し、緊急性や優先度の低い業務は大幅に縮小(又は休止・中止) ② 非常時優先業務の実施に必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等をあらかじめ検討・準備 ③ これらを実現するため、本庁各課(室)及び各出先機関(以下「各所属」という)を単位とした業務継続マニュアルを作成(各所属を超えて調整が必要な場合はBCP管理者(防災監)が調整・補完)
----------	--

※ BCP管理者とは

- ・ BCP管理者は、各所属の業務継続マニュアル策定について所要の進捗管理を行うほか、部局庁内・部局庁間の調整を行う。
- ・ 各部局庁に、BCP管理者を置き、防災監をもって充てる。

Ⅲ 地震による被害が業務に与える影響

- 業務を継続するためには、非常時優先業務の抽出や業務優先順位の整理、業務に必要な業務執行環境（施設・庁舎・設備）や、業務資源（人員、物資、機材など）がどのくらい必要であるか、平時から定量的に把握しておくことが必要である。
- このため、各機関は、県地域防災計画や地震被害想定、東日本大震災の被害状況等を参考に、それぞれの所属で大規模地震が発生した場合の被害や業務継続への影響について、最悪の状況を想定して具体的に整理するものとする。

1 地震の考え方

- 東日本大震災が発生するまで、本県に被害をもたらす可能性のある地震のうち、最も著しい被害が生じるとされてきたのは、県南西部における「プレート境界茨城県南部地震（M7.3）」であった。
しかし、東日本大震災は、地震の発生場所や、規模・被害など従来の想定とは異なるものであり、本県沿岸部にも津波が来襲し、液状化が広範囲に発生するなど甚大な被害を受けたことから、大規模な「海溝型地震」も視野に入れなければならないことが明らかとなった。
- 本県では、本県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえて、下表のとおり本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの地震を想定しているが、震源位置や規模等はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。また、想定された地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが必要である。

【茨城県で備えるべき想定地震（平成30年12月茨城県地震被害想定調査）】

地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル
茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)
茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)	Mw7.3			内閣府(2013)
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など
棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕帯)	Mw7.0			
太平洋プレート内の地震(北部)(太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論
太平洋プレート内の地震(南部)(太平洋プレート(南部))	Mw7.5			
茨城県沖から房総半島沖にかけての地震(茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県(2012)

注1：Mwは、モーメントマグニチュード

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

【地震の種類や発生場所】限定しない。

東日本大震災では、優先度の高い通常業務の継続に支障を及ぼす事態が県内で広く生じたことを踏まえ、県内すべての地域で等しく大きな被害が生じる可能性があることを念頭に置いて、業務の継続を考える。

県内又は県外で震度6強以上※の地震が発生し、県内に相当な被害が予想される場合（又は大津波※の発生が予想される場合）をイメージ。

※ 震度6強：東日本大震災の際に本県で観測された最大震度。

※ 大津波：津波警報（大津波）の発表基準は、津波の高さが高いところで3m以上と予想される場合であり、県地域防災計画における災害対策本部の設置基準である。

【地震の発生時期等】業務に最も影響を与える最悪の状況を考える。

東日本大震災は、平日の勤務時間内に発生したが、時間帯や季節によって対応がより困難となる場合もあるため、以下2及び3を参考にしつつ、原則として次のとおり最悪の状況を具体的に想定して、業務の継続を考える。

- 発災により県民の生命・身体・財産への被害が拡大する恐れの高い季節
（冬・夕方など）乾燥した季節で家庭等が食事の準備などで火をより使う時間帯であるため火災が多発して社会的な混乱も予想される夕方や、深夜に停電した場合は照明が使えないなど初動業務の遂行が困難となる。
- 職員参集が困難であり、通常業務を早期に再開する必要性が生じる曜日や時間帯
（日曜日）職員が外出中で連絡がとれず参集困難となる可能性があるほか、業務の関係先も休みの場合が考えられる。また、災害応急対応を行いながらも、翌朝からは通常業務も行う必要性が生じる。

2 地震*における社会への影響

* 7つの想定地震のうち、特に被害量が大きく、県内の各地域に特徴的な被害をもたらすと予測される3つの地震

			茨城県南部	F1断層	茨城県沖～房総半島沖
建物被害 [棟] （液状化、揺れ、土砂災害、火災）	全壊・焼失	冬深夜	3,568 棟	11,393 棟	9,420 棟
		夏12時	3,320 棟	10,527 棟	9,413 棟
		冬18時	8,318 棟	13,275 棟	10,521 棟
	半壊	冬深夜	31,600 棟	20,544 棟	30,068 棟
		夏12時	31,600 棟	20,544 棟	30,068 棟
		冬18時	31,600 棟	20,544 棟	30,068 棟
人的被害 [人]	死者	冬深夜	173 人	724 人	96 人
		夏12時	88 人	327 人	49 人
		冬18時	139 人	629 人	74 人
	負傷者	冬深夜	4,361 人	4,506 人	2,260 人
		夏12時	2,685 人	3,230 人	1,504 人
		冬18時	3,445 人	3,627 人	1,762 人
	重傷者	冬深夜	313 人	836 人	212 人
		夏12時	241 人	521 人	165 人
		冬18時	335 人	660 人	195 人
ライフライン被害 （直後） [%]	電力（停電率）※1		84%	44%	86%
	上水道（断水率）※2		86%	44%	87%

Ⅲ 地震による被害が業務に与える影響

	下水道（機能支障率）※3	85%	85%	85%
	都市ガス（供給停止率）※4	64%	64%	64%
	固定電話（不通回線率）※5	83%	83%	83%
	携帯電話（停波基地局率）※6	45%	45%	45%
避難者※7 [人]	当日	141,251 人	90,963 人	166,685 人
	1 週間後	110,455 人	69,340 人	77,065 人
	1 ヶ月後	59,252 人	62,905 人	50,287 人
緊急輸送道路 （平面道路）[箇所] （橋梁）	揺れによる被害箇所数	27 箇所	11 箇所	24 箇所
	津波による被害箇所数			10 箇所
	揺れによる被害箇所数※8	大* 中小 2	大* 中小 25	中小*
港湾	揺れ等による被害箇所数※9	中 4 小 10	大 5 中 1 小 2	大 2 中 6 小 7
鉄道（在来線等） [箇所]	揺れによる被害箇所数	465 箇所	196 箇所	461 箇所
	津波による被害箇所数			28 箇所
災害廃棄物※7 [トン]	災害廃棄物量	1,495,890 トン	1,890,500 トン	1,699,730 トン

※1 停電率とは、電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。

※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

※3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※4 供給停止率とは、都市ガスの需要戸数に対する供給停止戸数の割合を指す。

※5 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

※6 最大となる被災 1 日後の率を示す。

※7 3 つの季節時間帯のうち、建物被害が最大となる冬 18 時の想定である。

※8 大、中小は規模の程度を示す。*は、1 未満を示す。

※9 大は構造物本体が破壊され機能を喪失したもの。中は本体にかなりの変状が起こるが簡単な手直しですぐ供用可のもの。小は本体には異常がないが、付属構造物に破壊・変状が認められるもの。

3 地震*における業務への影響

* 東日本大震災(平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震)における県内被害状況

① 社会経済状況

人 的 被 害	死者（関連死含む）・行方不明者 67 人 負傷者数 714 人 避難者数 約 77,285 人(40 市町村) (R2.3.10 現在)
住 家 被 害	全壊棟数 2,634、半壊棟数 24,994、一部破損棟数 191,490、床上浸水 75、床下浸水 624 (R2.3.10 現在)
電 力	・発災直後は、送電線の機器故障や電柱被害により、県内 8 割で停電 ・7 日後に、県内全域で送電が完了（県南地域から徐々に復旧）
都 市 ガ ス	・発災直後は県内一部で供給停止 約 2 週間後に県内全域復旧（37,597 戸）
燃 料	・発災当日中には、病院等の自家発電機用燃料が枯渇するケースが発生 ・自動車のガソリン等も不足し、県内供給正常化まで約 2 週間
上 水 道	・発災直後は 24 市町村で全域断水、断水戸数は約 764,000 戸 ・57 日後に県内全域で断水が復旧
下 水 道	・4 つの県営下水処理場で水処理停止したが 3 日後までにはすべて復旧
道 路 ・ 橋 梁	発災直後、鹿行大橋の崩落など県内広範囲で通行止が発生 ・高速道路は、翌朝、緊急車両通行可となり、10 日後に県内全区間で開通 ・国直轄国道は、12 日後に通行止がすべて解除 ・県管理道路は、当日 52 箇所 27 橋梁で通行止

港 湾	発災直後、全港湾の機能が一時停止し、埠頭用地の液状化等が発生。 13 日後には県内全港で一部利用を再開した。
情 報 ・ 通 信	・ 発災直後から約 11 時間後まで通話規制でつながりにくかった。 ・ 情報通信設備は、空中線が土砂崩れや樹木の倒壊等により断線する場合や液状化で電柱の傾斜や、マンホール隆起による地中線の損傷が発生した。 ・ 県防災情報ネットワークや衛星回線は、施設設備に損壊なく、電源があれば通信が確保できる。（県民センター等の支部局や土木局から端末局と接続）
鉄 道	・ 発災直後は県内全路線が運休し、県内運行再開までに最長で 4 ヶ月要した。
バ ス	・ 停電や道路状況悪化で県内全路線が運休し、運行再開に最長 1 週間要した。
津 波	・ 沿岸部等 10 市町村で観測（最高値 6.9m）。浸水面積約 25.4 k m ²
液 状 化	・ 36 市町村で発生し、埋立地の発生傾向や再発生の傾向が高い。

② 業務執行環境

施 設 ・ 庁 舎	倒壊なし。一部損壊は本庁及び出先機関で発生 一部の出先機関で津波や液状化による被害が発生
ラ イ フ ラ イ ン	出先機関を中心に電気や水道などの供給が停止

【県施設の耐震状況】（R2.10.1 現在「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」）
全 319 施設 781 棟のうち、耐震性「なし」は、9 施設 18 棟（約 2.3%）

※ H23.4.16 当時：全 176 施設（庁舎）のうち、耐震性「なし」は、93 施設（約 52.8%）

- ・ 東日本大震災で震度 6 強の観測地域に所在していたのは、24 施設（約 13.6%）
- ・ 非常時優先業務を行う予定のあった施設は、56 施設（約 31.8%）

③ 業務資源

◎ 人（職員）

職員参集状況	平日に発生したため職員は在庁していたが、出張中の職員が交通機関の不通や道路等の通行止め、渋滞等により帰庁できない事例があった。
職員連絡状況 （安否確認）	固定電話や携帯電話の輻輳により出張中の職員と連絡がとれない事例があった。
職場内の 負傷状況	室内の落下物や揺れによる転倒、机・棚・ロッカー等の転倒等により、職員が職場内で負傷した事例があった。
職員の帰宅状況 （帰宅せざるを得ない）	自宅の損壊や家族の安否確認・迎え・看護・介護・世話等のため、職員が帰宅せざるを得ない事例があった。
職員の 帰宅困難状況 （帰宅できない）	交通機関の不通や道路等の通行止め、自家用車の燃料不足により職員が帰宅できない事例があった。
職員の 出勤困難状況 （出勤できない）	発災後帰宅したが、交通機関の不通や道路等の通行止め、自家用車の燃料不足、自宅損壊への対応、家族の介護や看護・世話などのため、職員が出勤できない事例があった。
その他予期せぬ 業務への従事	避難所の応援に、多人数が対応して職員が不足した事例があった。

Ⅲ 地震による被害が業務に与える影響

◎ 物（物資・資機材）

〔発災直後から不足したもの〕

設 備 機 能	空調設備、照明・暖房器具、ラジオ、テレビ、携帯用無線
業 務 資 機 材	ブルーシート、物資輸送車両、規制看板、破損検査機器、非常用照明、リネン類、災害現場用カメラ、薬品類、入所者用部屋、電気ケーブル、業務用の水・食料・寝具、公用携帯電話や充電器、業務用消耗品（軍手、マスク、常備薬、懐中電灯、乾電池）
燃 料	燃料（公用車・委託業者・自家用車）、暖房用の灯油、非常用発電機の燃料（軽油、重油、ガソリン、カセットガスボンベ）、業務機械・設備用燃料（重油、軽油）
勤 務 環 境	職員用の飲料水・食料、水用ポリタンク、トイレ用水、寝具、防寒用品、支援用務従事者用の作業服

〔徐々に不足したもの〕

設 備 機 能	暖房設備
業 務 資 機 材	モニタリング用資機材、放射線測定器、除染対応用品、精密検査用蒸留水、入所者用品（食料・衣類等・一部医薬品・紙おむつ・手指消毒用速乾性アルコール・ウェットティッシュ）、コピー用紙、乾電池
燃 料	非常用発電機の燃料、災害応急対策車両や公用車、自家用車の燃料、暖房用燃料、焼却炉用重油、ガソリン携行缶
勤 務 環 境	職員用の飲料水・食料、トイレ用水

◎ 情報（通信）

〔不足していた情報〕

情 報 収 集 共 有 ・ 提 供	震災関係情報（映像）、原発事故情報、放射線の影響や検査情報、医療機関や外来患者等の状況、計画停電の情報、本庁の指示情報、漁業地域の被害情報、災害対策本部の活動情報、出先機関職員や施設等の被災情報、災害対応関係課の役割分担情報、高等学校生徒の安否情報、ラジオ等情報媒体へ提供した情報、各種インフラの復旧情報（道路・橋、停電、水道、公共交通、避難所、避難箇所、給油所）
連 絡 ・ 調 整	市町村の被災情報や連絡先情報（庁舎移動した場合）、関係団体等の情報、業務関係先の被災状況、他施設の情報

〔機能しなかった情報収集手段〕⇒ 出先機関を中心に停電による情報不足が発生

電 話 F A X	停電や通話制限による電話（固定・携帯）・F A Xの使用不能、停電による大気・騒音自動測定器の停止、電話交換機故障による電話の使用不能、防災電話やF A Xの不調による使用不能、相手方の停電による電話やF A Xの不通
インターネット 電子メール	停電によるインターネットの使用不能や、コンピューターサーバーのダウン、基地局破損によるインターネットの不通、停電による電子カルテの使用不能
テレビ ラジオ	停電やアンテナ故障によるテレビ情報の収集不能、テレビや携帯ラジオが執務室内にないことによる情報収集不能
その他	職場が被災し避難したことに伴う通信機器の不足

IV 地震発生時の業務

- 大規模地震が発生しても非常時優先業務を継続するためには、その業務をあらかじめ抽出しておくことが不可欠である。
- 各所属が、それぞれ発災時に行うべきものとしてあらかじめ選定した非常時優先業務及び必要な人員については次のとおりである。

1 応急対策業務及び優先度の高い復旧対策業務（別表 1 参照）

業務の開始・着手時間に応じ 5 段階に設定して応急対策業務及び優先度の高い復旧対策業務（以下「応急復旧業務」という。）を分類。

業務優先度					
高い ←				→ 低い	
区分	A	B	C	D	E
業務の復旧状態 （又は開始・着手） に到達するまでの時間	ただちに	24 時間 以内	3 日間 以内	1 週間 以内	2 週間 以内

- 業務数 887 業務
- 必要職員数 2,245.95 人

（令和 3 年 4 月現在）

区 分	A	B	C	D	E	計
業 務 数	247	364	167	54	55	887
必要職員数	1,012.7	660.3	317.0	154.1	101.9	2,245.95

※ 職員は複数の業務を担当することから、事務分掌に応じて 1 業務当たりの携わる割合から算出しているため、小数点以下の数字が生じる。

※ 発災後ただちに必要となる人員（A）は 1,012.7 人であり、全体の約 45% を占める。

※ 24 時間以内の必要人員（A+B）は 1,673.0 人であり、全体の約 74% を占める。

（主な業務の例）

- A 　ただちに（DMAT 派遣要請、医薬品輸送、緊急輸送路啓開状況の情報収集 等）
- B 　24 時間以内（応急給水、転院搬送、被災建築物応急危険度判定 等）
- C 　3 日間以内（医療ボランティア受入、応急仮設住宅準備、施設入所者転院搬送 等）
- D 　1 週間以内（避難所の衛生環境指導、ボランティア活動の支援 等）
- E 　2 週間以内（復旧工事、義援金、心のケア、支援手続 等）

○ 24 時間以内（A+B）に実施する業務

【災害対策本部事務局】

災害対策本部の設置運営、災害対策本部事務局の各班業務

【総務部】

庁舎ライフラインの応急復旧業務 など

【保健福祉部】

高齢者や障害者、児童等の相談窓口（健康管理や感染症予防、要保護児童の相談）
避難所の巡回相談（避難者の健康管理・衛生指導）、施設入所者等の安全確保
（救助や避難誘導、受入先の調整等）、食料・飲料水等の生活救援物資調達 など

【土木部】

道路災害対策活動や被害状況調査、海上災害対策活動、広域避難者等の県営都市公園等への受入や防災活動拠点としての利用調整 など

※ その他の業務（C～E 業務）は、上記に比べれば発災直後は人員をそれほど要さず、概ね 3 日以内に必要人員が確保できれば対応できる。

2 優先度の高い通常業務（別表2参照）

業務の性格に応じて3つ（通常業務、時期的業務（毎年実施期間が決まっている優先度の高い通常業務）、緊急業務（対象事案が発生した場合に行う優先度の高い通常業務））に分類して各所属の業務を整理し、業務実施時期ごとに業務数や必要職員数を把握する。

- 業務数 1,460 業務
 - 必要職員数 2,108.5 人
- （令和3年4月現在）

区分	通常業務	時期的業務	緊急業務	計
業務数	1,156	158	146	1,460
必要職員数	1,500.6	179.2	427.7	2,108.5

※ 職員は複数の業務を担当することから、事務分掌に応じて1業務当たりの携わる割合から算出しているため、小数点以下の数字が生じる。

（主な業務の例）

- ア 通常業務（診療業務、上下水道施設維持管理 等）
- イ 時期的業務（工事検査業務、免許交付事務 等）
- ウ 緊急業務（被害調査業務、衛生監視指導 等）

※ 次の業務は、各部局庁及び各課（室）共通の優先度の高い通常業務として整理する。

各部局庁	総務業務 （部局庁内連絡調整、議会对応、予算、決算、職員応援要請 等）
各課（室）	庶務業務 （課（室）内連絡調整、予算、決算、給与、議会对応、職務環境の確保、後方支援 等）

○優先度の高い通常業務のうち多くの人員が必要な業務

【総務部】

- ・ 守衛業務、県税事務所業務、県民センター業務等
- ・ 時期的業務は、選挙管理の執行や、地方交付税等の算定などに多くの人員を要する。
- （県税事務所業務）
滞納整理、不動産取得税調定、納税相談、窓口業務等
時期的業務としては、県たばこ税調査などに多くの人員を要する。
- （県民センター業務）
生活保護申請やケースワーク、医療・介護券の発行、不法投棄通報への対応、求人情報の提供や就職相談、建築基準法の確認審査等

【保健福祉部】

- ・ 入所児童の生活支援、食肉の衛生検査、児童虐待相談、犬の捕獲・抑留等
- ・ 時期的業務は、試験業務（准看護師、自治医科大学）に多くの人員を要する。

【農林水産部】

- ・ 試験研究用農作物、動植物等の飼育・栽培・管理業務、家畜疾病診断業務（病性鑑定）

【土木部】

- ・ 特殊車両通行許可、建設業許可、経営事項審査、工事検査等
- ・ 緊急業務は、水防待機、河川・海岸・急傾斜地崩壊防止施設・下水道施設等の被害状況の取りまとめ、事故対応に多く人員を要する。

【企業局】

- ・ 浄水場の運転管理、建設・維持管理工事の執行、各浄水場の水質検査、市町村水道事業者との共同検査等

【教育庁等】

- ・ 教職員の給与支払、人事異動、健康審査委員会等
- ・ 時期的業務は、県立学校入学者選抜・選考、教員選考試験などに多くの人員を要する。

3 業務に必要な職員

非常時優先業務を実施するために必要な職員数と、特に初動段階（発災直後）における本県全体の職員参集見込みを比較した結果は次のとおりである。（令和3年4月現在）

- 応急復旧業務（A業務）
 - ・ 災害対策本部事務局業務に必要な職員数 263 人
 - ・ 各部局庁の応急復旧業務に必要な職員数 1,012.7 人
 - 優先度の高い通常業務に必要な職員数 2,108.5 人
- 発災後ただちに必要な職員数
 計 1,269.7 人
 優先度の高い通常業務を
 加えた職員数計 3,378.2 人
- 職員の参集見込み（災害対策本部事務局員を除く）

・ 1 時間以内に参集可能 850 人	・ 2 時間以内 " 1,637 人
・ 3 時間以内 " 2,263 人	・ 4 時間以内 " 2,697 人
・ 5 時間以内 " 3,104 人	・ 6 時間以内 " 3,488 人
- ※ 職員が、発災後ただちに自宅を出発し、職場に徒歩（3 km/h）で参集した場合。



- 職員の非常時優先業務への投入に関する優先順位は、次のとおりとする。

第1順位：応急復旧業務（災害対策本部事務局業務を含む）

第2順位：優先度の高い通常業務

（第1順位の業務に従事する職員の交代要員確保も併せて準備することが必要である）

① 勤務時間外に発生した場合

- ・ 各所属においては、参集した職員は、まず応急復旧業務の要員として優先的に確保・投入する。
- ・ 職員が徐々に参集した段階で、優先度の高い通常業務に要員を投入して行う。
- ・ 応急復旧業務が徐々に落ち着いてきた段階で、職員を順次戻し、その他の通常業務を再開する。
- ・ 夜間や休日に行うものを除き、発災後ただちに継続すべき優先度の高い通常業務は限定的である。

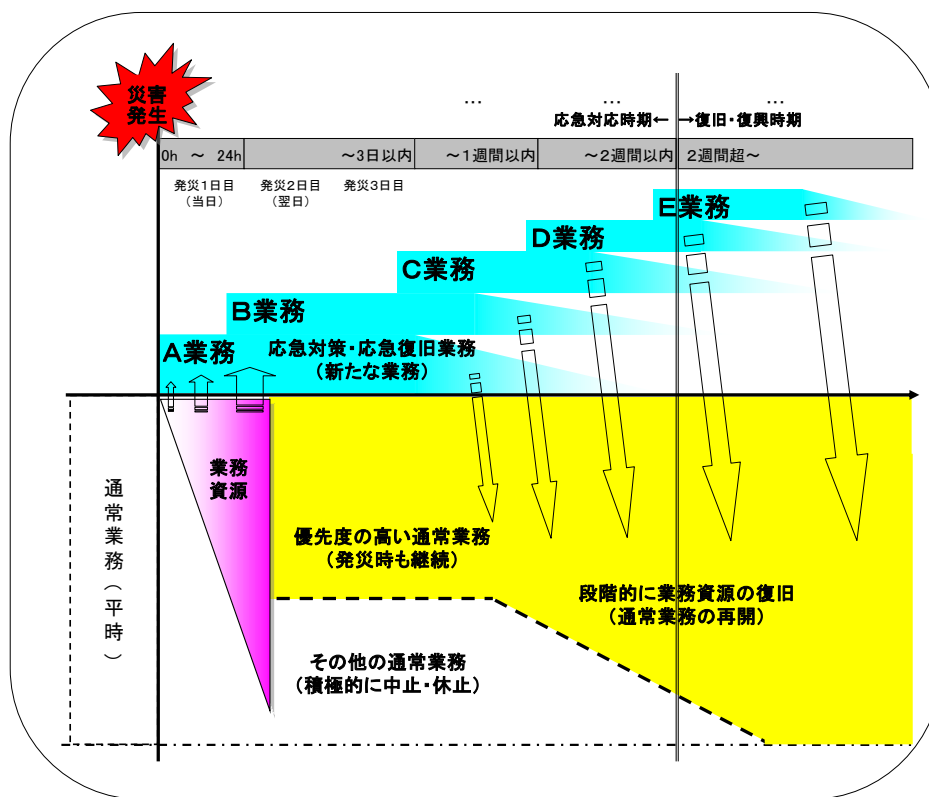
※ 県全体では、発災後ただちに必要な職員は2時間で参集が可能であり、優先度の高い通常業務も含め必要な職員は6時間で参集が可能だが、職員の参集や確保の見込みは、県全体（グロス）のものであり、各所属単位では職員の参集・確保にばらつきがあることから、職員確保に支障が生じる場合は、BCP管理者（防災監）が調整を行うものとする。

② 勤務時間内に発生した場合

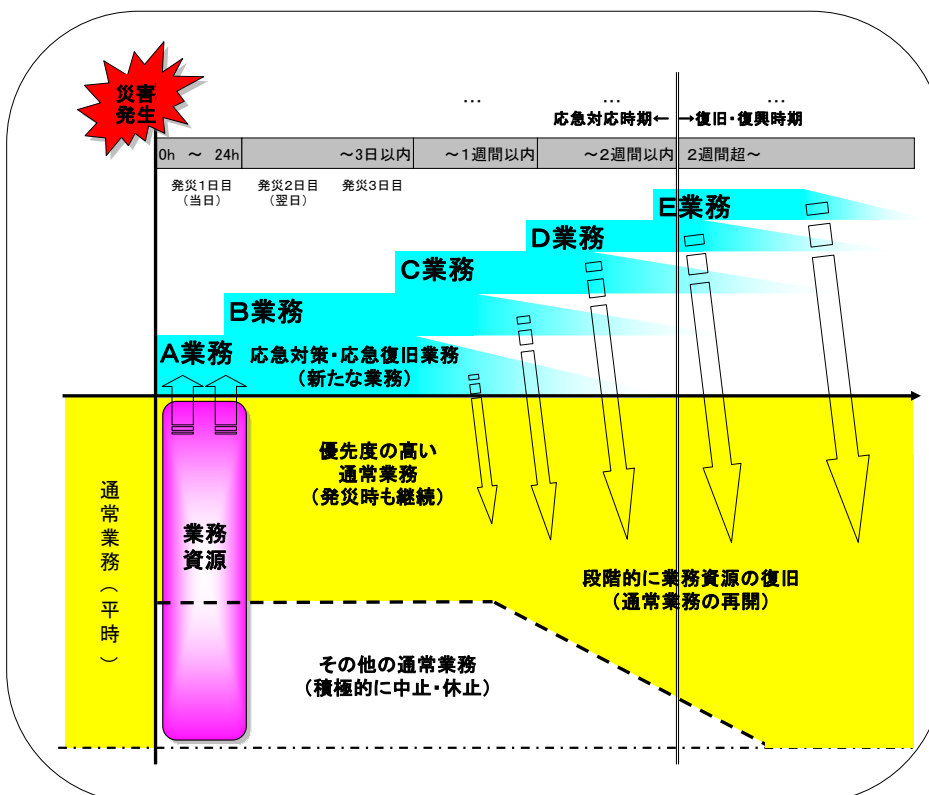
- ・ 発災後ただちに行うべき応急復旧業務及び優先度の高い通常業務が同時に発生する。
- ・ このため、各所属においては、ただちに応急復旧業務の要員を確保・投入し、あらかじめ定めた優先度の高い通常業務以外の通常業務は縮小（休止・中止）して、優先度の高い通常業務を速やかに実施・継続する。
- ・ 応急復旧業務が徐々に落ち着いてきた段階で、職員を順次戻し、その他の通常業務を再開する。

【参考】 応急対策業務・優先度の高い復旧業務の開始と通常業務の関係

【図 3 - 1 勤務時間外に発生した場合】



【図 3 - 2 勤務時間内に発生した場合】



(別表1) 目標時間ごとの主な応急対策・復旧業務

活動項目		ただちに(A)	24時間以内(B)	3日間以内(C)	1週間以内(D)	2週間以内(E)
		発災直後	24時間後	72時間後	1週間後	2週間後
消防・防災体制の確立	災害対策本部体制	・災害対策本部の設置、運営 ・職員の動員、参集、配備体制、決定・指示 ・災害対策本部事務局各班の業務 ・災害対策本部各部の業務 ・国や防災関係機関等との連絡調整、対策の検討等	・災害対策本部事務局対策班への支援 (燃料調整班等)	・危険物等流出対策 (応援要請・住民広報) ・危険物施設の安全確保 (応急措置の指示)		
	情報収集提供広報	・防災ヘリコプターによる災害情報や被害状況 ・消防情勢、救助・救出情勢の収集・指示伝達 ・市町村消防本部等との連絡調整 ・被災地内外住民への広報活動	・原子力施設被害・安全状況確認 ・オフサイトセンターの運用・情報収集			
	応援要請	・相互応援協定による広域応援開始(緊急消防援助隊)	・災害派遣要請(自衛隊)			
県民の生命・身体・財産保護	救助		・災害救助法の適用手続 ・行方不明者等の搜索、遺体処理等(市町村委任事務)			
	避難対策	・都市公園等への避難者受入れ体制整備等や防災拠点としての利用の調整	・外国人の安全確保対策(相談窓口、語学ボランティア受入れ窓口の設置、情報の提供等) ・生活救援物資不足状況の把握、調達方法決定 ・施設利用者の安全確保や避難誘導 ・避難所の巡回相談(住民の健康調査) ・避難行動要支援者の支援(リストアップ、安否や健康状態の確認等) ・避難所と医療機関等との連絡調整		・避難所衛生環境の相談・助言・指導	
社会生活基盤の維持	医療対策	・応急医療体制確保(保健福祉部現地対策本部の設置運営、要員搬送、市町村と連絡調整) ・救急病院の被災状況把握 ・DMATの派遣要請、活動支援 ・医薬品等の緊急輸送や防疫用薬剤の供給 ・薬剤師の派遣要請 ・診療業務の実施(入院・外来) ・病院施設の維持管理・復旧	・応急医療活動(防災ヘリによる医薬品輸送) ・後方医療施設への転院搬送等支援(防災ヘリ) ・被災者搬送困難時の支援(搬送車両確保等) ・透析療法患者等の受療状況や被災状況の把握、後方医療施設への搬送支援や薬剤等の確保 ・医療機関の非常発電機用燃料確保の調整 ・受入医療機関の確保、情報提供 ・被災医療機関からの患者転院搬送体制確保 ・医療用水確保支援(調達) ・保健師の応援調整 ・医療ボランティア(薬剤師)の受入窓口等の設置・運営を依頼 ・薬事相談窓口の設置・対応	・災害拠点病院への医療派遣チーム派遣要請 ・医療ボランティアの情報収集・提供・広報や活動拠点の調整、配置調整		・精神科救急医療の確保
	上下水道	・浄水場施設や送配水管路等の緊急点検 ・巡回パトロールによる被災状況把握 ・災害情報収集	・市町村施設の被害状況の把握・報告 ・県営水道施設被災状況の把握・報告 ・応急給水の実施(給水車派遣、資機材確保、応援要請) ・応急復旧資材の確保(調整) ・復旧工事施工業者の確保 ・処理場、ポンプ場、管路巡回点検及び被災状況把握 ・各処理場の状況報告(下水道課及び本所へ) ・緊急協定業者へ連絡	・応急給水の実施(井戸水の水質検査等) ・上下水道応急復旧工事の実施(業者選定・着工) ・下水道流入水や放流水の水質分析、情報提供 ・緊急復旧作業の実施	・緊急協定業者による応急復旧工事の実施	
社会生活基盤の維持	道路	・道路災害対策活動(道路被害の情報収集等) ・道路被害状況の把握(巡回調査報告) ・緊急輸送道路の啓開状況の情報収集等 ・水害防止活動(破堤、決壊箇所の情報収集等) ・水害防止活動(水災害の情報収集、水防警報発令、堤防の決壊防止、応急工事の実施)	・海上災害対策活動(流出油防災対応の完了報告) ・啓開資機材の確保等	・緊急輸送道路の啓開実施		
	河川					

Ⅳ 地震発生時の業務

活動項目		ただちに（Ａ）	２４時間以内（Ｂ）	３日間以内（Ｃ）	１週間以内（Ｄ）	２週間以内（Ｅ）
		発災直後	24時間後	72時間後	1週間後	2週間後
社会生活基盤の維持・生活環境・復旧・復興	港湾	・情報収集体制の確保 ・関係機関との連絡体制の確立 ・津波襲来のおそれがある際は、関係者の安全確保 ・臨港道路等の被災状況把握	・二次災害防止の措置（立入禁止等） ・応急復旧活動への応援協力要請（要員、資機材等）	・航路・泊地の緊急点検の実施 ・耐震強化岸壁、臨港道路の緊急復旧、暫定供用	・被害が軽微な岸壁の応急復旧 ・航路の再開	
	住宅		・被災建築物応急危険度判定（要請による判定士の派遣、判定活動の実施） ・被災宅地の危険度判定（要請による判定士の派遣、判定活動の実施）	・応急仮設住宅の設置準備着手（借上げによる整備も含む）		・住宅の応急修理資材の提供 ・国への応急仮設住宅の資機材要請
	産業工	・施設や訓練生・学院生の被害に係る情報収集及び関係機関への報告・伝達（産業技術短期大学・専門学院）	・訓練生・学院生の安全確保、指示・避難完了（産業技術短期大学・専門学院）	・中小企業相談窓口の設置（融資、経営相談等）	・国への被害報告	・中小企業復興資金（融資・実行体制の確立）
	農水林産	・海難事故に係る関係機関との連絡調整	・農産物集出荷保管施設等の被害状況確認完了 ・山地災害、治山・林道施設の被害状況調査 ・漁業関係施設の被害状況確認、立入禁止措置 ・農地・土地改良施設等の被災状況の確認 ・農業関連施設・農作物の被害状況調査		・農林水産関係被害の取りまとめ完了及び関係団体への情報伝達 ・国への災害概要報告 ・漁業関係施設の応急対策（岸壁の確保） ・優先度の高い農地・土地改良施設等の応急復旧 ・山地災害箇所、治山・林道施設の応急復旧	
	生活環境	・緊急水質事案、化学物質汚染事故等の対応 ・災害情報収集・安全措置（高圧ガス・火災類）	・ゴミ処理施設等の被害状況の把握 ・バスポート作成機その他の機器の作動確認、及び外務省との連絡調整 ・相互応援体制の連絡調整、災害の収束（高圧ガス、火災類）	・災害廃棄物処理施設等の被害状況把握、処理の応援要請、処理体制の整備等		
	保健福祉衛生	・児童や高齢者、障害者施設等の被災状況把握 ・危険物や毒劇物の流出事故対応	・在宅避難行動要支援者等の安全確保対策（安否確認、避難支援、情報提供、相談窓口） ・避難行動要支援者（入所者等）の安全確保対策（避難誘導、受入先確保等の市町村への働きかけ） ・被災者の生活救援物資の調達（食料、飲料水、生活必需品確保） ・健康管理、感染症予防相談窓口設置（保健所） ・要保護児童の相談窓口 ・児童や高齢者、障害者施設入所者等の安全確保（食料、飲料水、生活必需品確保） ・薬事関連施設の被害調査薬剤供給調整 ・食品衛生相談窓口、食品衛生情報の提供	・避難行動要支援者ニーズ把握・相談窓口設置、生活情報の提供（被災者、高齢者、障害者等） ・施設入所者等の安全確保（搬送・受入先） ・他県からの避難者等対応（搬送・受入先） ・遗体安置状況の確認、応援要請の完了 ・生活衛生関係施設の被害状況調査 ・生活衛生関係業務相談窓口設置・情報提供 ・防疫（避難所等の食品衛生指導等）	・ボランティア活動の支援 ・被災者への母子福祉資金貸付 ・高齢者、障害者施設入所者等の安全確保（介護職員等の確保） ・避難所生活環境の整備、衛生指導（入浴等の提供に関する支援要請） ・飼い主不明動物の保護	・義援金配分委員会設置 ・物品の募集、配付 ・心の救護所設置（カウンセラー）
	教育	・生涯学習施設の被災情報収集、安全確保指示 ・児童生徒の安全確保（情報収集・避難指示等） ・教育施設の確保（学校の被害情報収集等）		・応急教育に係る教職員の確保 ・生涯学習施設の応急復旧	・教育施設の応急復旧	・授業料徴収猶予、免除 ・教科書、学用品の配付
その他	庁舎	・庁舎ライフラインの応急復旧 ・県庁舎建物・設備の被害確認、応急修理 ・合同庁舎建物・設備の被害確認、応急修理		・施設の応急復旧や代替施設の検討など業務執行環境の確保		
	その他		・職員の健康管理、給食（食料・飲料水）等			

(別表2) 主な優先度の高い通常業務

分類	業務名称	担当部局庁名
県民の身体・生命・安全・安心の確保	高圧ガス等保安業務	防災・危機管理部
	防疫措置等の実施	保健福祉部
	食の安全に関する調査・情報提供	保健福祉部
	農林水産物の安全対策 農林水産業者への支援業務（制度融資等）	農林水産部
	県立病院診療機能の維持	保健福祉部 病院局
	環境監視・保安及び事案対応業務	県民生活環境部 防災・危機管理部
	道路・河川・港湾等の安全管理	土木部
	災害等対応（風水害、地震、原子力災害、武力攻撃等）	各部局庁共通
県民への情報提供	各種媒体による情報発信（資料提供、記者発表、ラジオ、インターネット等）	総務部 営業戦略部
県民生活や社会生活基盤の維持	公共交通の維持	政策企画部
	上水道の維持	県民生活環境部 企業局
	中小企業への支援業務（制度融資等）	産業戦略部
	流域下水道の維持	土木部
	支払業務	会計事務局
	工業用水道の維持	企業局
	学校運営の維持	教育庁等
県政運営の維持	人事管理	総務部 教育庁等
	予算編成	総務部
	県庁舎等の施設及び設備の維持管理	総務部
	文書管理（発送・收受等）	総務部
	情報ネットワーク及び各システムの機能維持 （行政情報ネットワーク、税務、財務等）	総務部 政策企画部 会計事務局
	物品調達業務	会計事務局

V 非常時優先業務の執行体制の確保

- 大規模地震の発生後、非常時優先業務を継続するためには、指揮命令系統及び非常時優先業務遂行の拠点となる施設の確保により、職員が迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、外部からの水・食料等の調達が可能となるまでの最低限必要な物資を備蓄することで、業務の執行環境を適切に整備しなければならない。

1 指揮命令系統の確保

(1) 災害対策本部

本部長たる知事及び知事不在時の本部長職務代理者の在所等については、原則として次のとおりとし、優先順位は第1号から第5号までの順とする。

第1号	本部長	知事
第2号	副本部長	副知事（第1順位）
第3号	副本部長	副知事（第2順位）
第4号	本部員	防災・危機管理部長
第5号	本部員	総務部長

※ 上表に掲げた者のうち、少なくとも1名が茨城県庁へ速やかに到着できる範囲内に在所する。この場合、利用する交通機関の種別は問わない。

(2) 各所属

各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認する。意思決定権者の安否確認が取れなかった場合は、茨城県事務決裁規程（昭和40年訓令第3号）に基づき職務の代行を行う。

意思決定権者が参集できない場合であっても、連絡が取れるなど指揮命令が可能な場合には、職務の代行は行わない。この場合、業務継続に支障が生じないよう通信手段を確保することに留意する。

2 業務執行環境の確保

(1) 災害対策本部

本部を設置した場合は、直ちに本部室及び各部に対策室を設け、原則として次表の区分により配置につくものとする。

室の区分	参集者	設置場所
本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員	防災センター
各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	総務部長室 政策企画部長室 県民生活環境部長室 防災・危機管理部長室 保健福祉部長室

		営業戦略部長室 立地推進部長室 産業戦略部長室 農林水産部長室 土木部長室 会計管理者室 企業局長室 病院事業管理者室 教育庁総務企画部長室 県警察警備本部
--	--	---

なお、防災センターが使用できない場合は、災害の態様に応じ、次に掲げる順位で、他の施設を代替施設とする。

〔第1位〕茨城県水戸合同庁舎

〔第2位〕茨城県常陸太田合同庁舎、茨城県鉾田合同庁舎、茨城県土浦合同庁舎、茨城県筑西合同庁舎、つくば国際会議場その他の県有施設

(2) 各所属

各所属は、業務執行環境を確保するため、発災後速やかに庁舎の点検を行い、安全性を確認した後に配置につくものとする。

なお、庁舎そのものが使用できなくなった場合に備え、「VI 業務継続マニュアルの策定」に掲げる課題の検討を行い、検討結果を業務継続マニュアル等に整備する。

3 業務執行のための電気、水、食料等の確保

(1) 電力供給体制の確保

○ 県庁舎には、2,000kVA のガスタービン自家発電設備 2 基及び容量計 146kL の燃料槽を備えており、停電時であっても、庁舎に必要な電力を 3 日間 (72 時間) 供給することができる。

燃料については、必要な量を常時貯蔵する。

【参考】燃料槽(重油) : 146kL (地下タンク : 70kL×2 基、燃料小出槽 : 6kL×1 基)

○ なお、自家発電設備の燃料消費を抑制するために、空調設備と照明設備について、必要最低限の箇所に限定して運用する。

○ また、県では、公益社団法人東京電気管理技術者協会茨城支部との間で「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結しているほか、茨城県石油業協同組合との間で「災害時支援協力に関する協定」を締結するなど、県の重要施設等での電気設備の復旧や燃料の供給等に係る体制を整備しているため、当該協定等に基づき、停電が長期化した際にも安定して電力を供給することのできるよう調整を行う。

また、災害発生時に県が燃料供給要請を行った際に石油元売会社が円滑に給油対応できるように、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結している。

○ その他出先機関等においても、停電が発生した場合等に備え、「VI 業務継続マニュアルの策定」に掲げる課題の検討を行い、検討結果を業務継続マニュアル等に整備する。

(2) 水、食料等の確保

- 災害対策本部設置時に本部事務局業務等に従事する職員に対して、外部からの物資調達が困難な場合であっても、初動段階から安定的に食料や水を配布することが可能な体制を速やかに構築する必要があるため、以下の考え方に基づき、非常用食糧（飲料水含む）を県庁本庁舎に備蓄する。

【備蓄する非常用食糧の考え方】

災害対策本部事務局員 : 人数×9.0 食（災害対応 3 日分）

上記を除く本庁正規職員 : 人数×1.5 食（帰宅抑制 1.5 食分）

上記を除く本庁非正規職員 : 人数×1.0 食（帰宅抑制 1 食分）

※ 主食、飲料水、副食とも

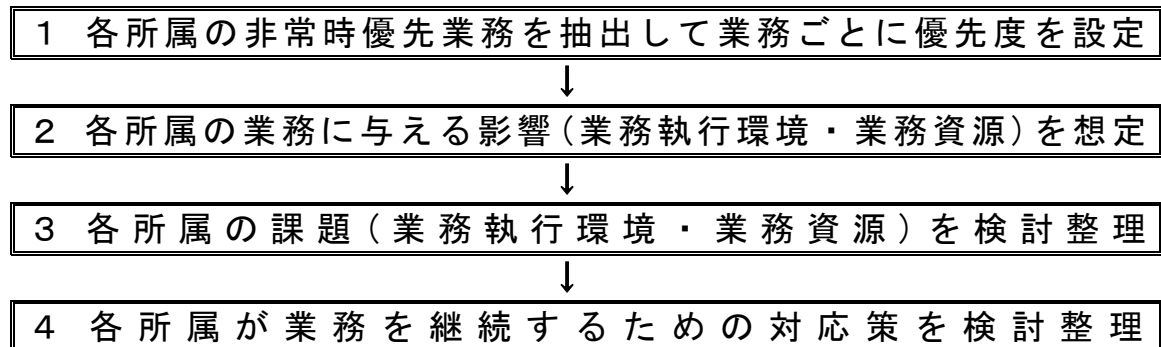
- なお、予め備蓄する非常用食糧の配布を行った場合であっても、県が締結する茨城県庁生活協同組合との委託契約等に基づき、不足する物資の調達を行い、本部事務局員及び県庁職員（出向者を含む）に対して、主食、飲料水、副食を安定して配布することができる体制を整備する。
- その他出先機関等においても、応急対策業務等が長期化し、食料や水が不足した場合に対応できるよう「VI 業務継続マニュアルの策定」に掲げる課題の検討を行い、検討結果を業務継続マニュアル等に整備する。

Ⅵ 業務継続マニュアルの策定

業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各所属がそれぞれの状況に応じた課題や対応策を検討し、「業務継続マニュアル」を策定して実行することにより、県全体として非常時優先業務を継続実施できるようにする。

県の各所属は、本計画に基づき、次の手順により様式を整理して「業務継続マニュアル」を策定する。

【策定手順】



1 各所属の非常時優先業務を抽出して業務ごとに優先度を設定（様式 1・2）

ア 大規模地震発生時に行うべき「応急復旧業務」を抽出して優先度を 5 段階（A～E）で設定し、必要職員数を把握して様式 1 に整理する。

	高い	←	業務優先度	→	低い
区分	A	B	C	D	E
業務の復旧状態 （又は開始・着手） に到達するまでの時間	ただちに	2 4 時間 以内	3 日間 以内	1 週間 以内	2 週間 以内

イ 大規模地震発生時でも継続（又は早期復旧）すべき「優先度の高い通常業務」を抽出し、必要職員数を把握して様式 2 に整理する。

2 地震による被害が各所属の業務に与える影響を想定（様式 3）

施設（庁舎）の耐震性や職員の参集状況（人数・参集時間）の現状を把握して様式 3 に整理する。

（1）施設（庁舎）の耐震性

建築時期及び I s 値（構造耐震指標）により判断することとし、次に該当する場合のみ耐震性があるものとする。

- ・ 新建築基準の適用後（S 56 年 6 月以降）に建築確認申請を行ったもの
- ・ 耐震診断の結果、I s 値が 0.6 以上であるもの

（2）職員の参集状況

職員総数や発災時には所属へ参集しない（又はできない）人数を把握し、所属への参集時間を通勤距離により算出（徒歩 3 km/h）する。

3 各所属の課題を検討・整理（様式4）

県地域防災計画や茨城県地震被害想定、東日本大震災の経験等を踏まえ、地震による被害が各所属の業務に与える影響に鑑み、課題を検討・整理し、様式4に整理する。

(1) 業務執行環境

① 施設（庁舎）・設備損傷や執務室内の安全

ア 耐震性

施設（庁舎）のうち、耐震性がないもの（又は不明なもの）は原則として倒壊する。

また、耐震性を有する施設（庁舎）であっても、設備が損傷を受けた場合は業務ができないため、課題としては代替施設の選定や、早期応急復旧策の準備等が考えられる。

【県庁（行政棟）の場合】

耐震性有り。竣工：H10.12。構造：鉄骨造及び一部鉄骨鉄筋コンクリート造。

イ 液状化

液状化による不同沈下で施設が損傷し、使用不能（又は一部使用不能）となるほか、過去に液状化が発生した施設（庁舎）で地盤改良などの対策が講じられていない場合は、原則として再発生するため、課題としては代替施設の選定や、早期応急復旧策の準備等が考えられる。

ウ 津波

沿岸部の施設（庁舎）では、津波による水没被害をはじめ、施設や設備の損壊が生じるほか、勤務時間中に発災した場合は、避難勧告等による職員の避難も生じるため、課題としては避難手順の整備や避難場所の確認等が考えられる。

エ 執務室内の安全

- ・ 机や棚、ロッカー、テレビやOA機器、天井パネルや照明器具、空調ダクト等で、固定していないものは原則として転倒・脱落・落下する。これにより使用不能（損壊）や職員の怪我、ガラスや床等の損傷、ドアの閉じ込め、書類散乱への対応などが生じるため、課題としては転倒・脱落・落下防止策やガラス飛散防止策の準備、被害の軽減化（2次被害防止）等が考えられる。
- ・ PCやシステム端末等の故障により、非常時優先業務の継続実施に必要なデータの喪失や作業不能が生じるため、課題としては転倒・落下防止策や被害の軽減化（2次被害防止）のほか、必要なデータの保全や早期応急復旧策の準備等が考えられる。

② 施設（庁舎）へのライフライン供給途絶

ア 電力

- ・ 送電線の機器故障や電柱被害により発災直後から停電が発生し、復旧までに約1週間から10日間程度を要する。
- ・ 代替電源（自家発電設備）がない場合は、バッテリー残量不足によるPCの使用困難や、プリンターの使用困難、執務室内の空調設備の使用不可、照明の不足による夜間業務の実施困難、業務に使用する機械設備等の運転不能などが生じるため、課題としては代替電源の確保等が考えられる。
- ・ 代替電源（自家発電設備）がある場合でも、非常用電源コンセントの位置を明示しておかないと、自家発電設備があっても機器類の使用に混乱をきたすため、課題としては確実な起動手順の確認も含め、担当者の確保、発電設備用の燃料や冷却水の確保等が考えられる。

【県庁（行政棟）の場合】

自家発電設備により、3日間（72時間）、各課（室）一部のコンセント・照明及び全ての庁内LANに電力供給が可能。

イ 都市ガス

- ・ 配管の損傷等により発災直後から供給停止が発生し、復旧するまでに約 2 週間以上を要する。
- ・ 配管の損傷等によりガス漏れが生じた場合、安全が確保されるまで職場が使用不能となるほか、ガスによる空調設備を設置している場合は、復旧するまで設備が使えないため、課題としては業務を行う代替場所の確保や、早期応急復旧策の準備等が考えられる。

【県庁(行政棟)の場合】都市ガス設備有り（空調設備）、プロパン設備無し。

ウ 上下水道

- ・ 配管の損傷等により発災直後から断水や漏水下水道の機能支障が広範囲で発生し、復旧するまでに最長で約 2 ヶ月を要する。
- ・ 水道や水洗トイレの使用不能や制限が生じ、貯水槽が利用できない場合で飲料水や簡易トイレなどの備蓄がされていない場合は、職場の衛生環境への支障も生じるため、課題としては職員の飲料水確保や職場の衛生環境確保が考えられる。

【県庁(行政棟)の場合】

上水道：貯水槽水の利用可（貯水槽 50t×2 基、高置水槽 3 箇所）

下水道：雨水の貯水による下水への利用は可能。

エ 電話・FAX

- ・ 建物が倒壊した場合、電話・FAX など情報通信設備が使用できない。
- ・ 電話の輻輳により発災直後からつながりにくくなり、通話制限により回線が 24 時間以上使用できない場合も考えられ、被害やライフラインの停止情報、医療機関情報等が不足する場合がある。
- ・ 災害時優先電話がない場合、課題としては通信の確保が考えられ、災害時優先電話がある場合でも、課題としてはその確実な利用手順や、配置場所、数量の把握等が考えられる。
- ・ また、電話交換機の転倒に伴う損傷により不通となる場合も考えられるため、課題としては転倒防止対策も考えられる。

【県庁(行政棟)の場合】防災行政無線（電話・FAX）有り。

オ インターネット・メール

- ・ 停電による使用不能や、発災直後は回線が繋がりにくい場合もある。
- ・ 情報通信設備の損傷（土砂崩れや樹木倒壊等による空中線の断線や、液状化による電柱の傾斜、マンホール隆起による地中線の損傷等）があった場合は通信ができないため、課題としては通信に必要な物品の予備の確保や、代替通信ツールの検討等が考えられる。
- ・ 県防災情報ネットワーク（衛星回線）の端末設置機関（合同庁舎、土木事務所、水道下水道の各事務所）のうち耐震性がないものは倒壊するため、課題としては施設や設備が損壊した場合の通信の確保等が考えられる。

【県庁(行政棟)の場合】サーバー室は無停電電源設備により電源供給されている。

カ その他（エレベーター）

- ・ 停電や故障により、発災直後からエレベーターが停止する場合があります、課題としては移動手段が階段に限られることによる業務への支障等が考えられる。
- ・ また、管制装置を導入していないエレベーターは、課題としては発災時に緊急停止して階層間での停止や、閉じ込めの発生、安全が確認されるまでの長期使用不能等が考えられる。

【県庁(行政棟)の場合】

地震管制により最寄り階に着床しドアを開放する。

(2) 業務資源

① 人員

- ・ 勤務時間内に発災した場合は、設備等の転倒・落下により職員が負傷する。
- ・ 勤務時間外に発災した場合は、自宅や通勤途中で負傷する可能性もある。
- ・ 道路交通事情の悪化や公共交通機関の不通、自宅の被災や、職員や家族の負傷、燃料不足等により、参集困難（又は帰宅や帰宅困難）な職員が生じる。
- ・ 発災直後は、電話の輻輳等により連絡がとれず安否が確認できない職員もいる。
- ・ 職員参集の見通しが立たず、交代職員が確保できない場合は、長時間勤務となる。
- ・ このため、課題としては職員の安否確認手順や参集職員、応援体制の確保、勤務体制への対応等が考えられる。

【参考】職員の参集時間（R3.4.1時点。病院・学校・指定管理施設を除く）

職員の自宅から職場までの徒歩参集時間（時速 3km）を調査

⇒ 全職員 6,349 人のうち、

- ・ 1 時間以内の参集可能人数 850 人（約 13.4%）
- ・ 6 時間以内に参集可能 3,488 人（約 54.9%）。

② 物資

ア 設備機能

空調設備や照明・暖房器具等の使用不能が生じ、課題としては代替器具の確保等が考えられる。

イ 業務資機材

災害復旧用の資機材が不足し、備蓄がない場合は作業に支障が生じるほか、物流機能の混乱等に伴い通常取引先から調達が可能になるため、課題としては業務資機材の確保等が考えられる。

ウ 燃料

自家発電設備用燃料の枯渇や、公用車の燃料不足による業務遂行への支障、自家用車の燃料不足による職員の出退勤困難等が生じ、燃料供給が正常化するまでには約 2 週間を要するため、課題としては重要施設や災害応急対策車両の燃料確保等が考えられる。

エ 消耗品・飲料水・食料等

コピー用紙やトナー、文房具等の不足、職員用の飲料水や食料、寝具、防寒用品等の不足、トイレの使用不能による業務遂行への影響等が生じるため、課題としては消耗品等の確保や、職員用の飲料水や食料の確保、職員用の寝具や防寒用品等の確保、トイレの代替策の確保等が考えられる。

③ 情報・システム・データ関係

- ・ 停電やアンテナ故障、施設被災に伴う防災情報ネットワークや衛星回線の使用不能により、情報が不足（テレビ・ラジオ等）するため、課題としては情報収集や情報提供手段の確保、情報の共有、ネットワーク機能維持の運用保守体制の確保等が考えられる。
- ・ 地震による落下等により、パソコン端末等が使用不能になること等が想定されるため、課題としては業務の遂行に必要な行政データの安全確保が考えられる。

4 各所属の課題対応策を検討・整理（様式 4）

上記 3 で検討・整理した課題に基づき、対応の方向性や対応策を検討し様式 4 に整理する。

(1) 業務執行環境

① 施設（庁舎）・設備損傷や執務室内の安全

- ・ 業務執行場所の確保
{ 代替施設の検討、執務室内の転倒・落下防止、被害の軽減化、早期復旧策の検討
} 施設被災時の避難誘導先選定、平時の機材や物品の動作確認やストック確認等
- ・ 県の施設・庁舎管理担当課（出先機関を含む）は、非常時優先業務を行うために必要な施設・庁舎や基幹的な設備（自家発電設備、上下水道設備など）を確保するため、必要な措置を講ずる。県庁舎を万が一使用できない場合、代替施設を確保するに当たっては、基幹的な設備等を確保できる近隣の合同庁舎や出先機関から、状況に応じて選定することを基本とする。

② 施設（庁舎）へのライフライン供給途絶

- ・ ライフライン機能設備の確保
{ 代替電源（非常用電源）確保、照明資機材等の整備、必要物資の備蓄、災害対応
} マニュアルの整備、代替通信手段の確保、消耗品や職員用物資の確保等

(2) 業務資源

① 人員

- ・ 職員の確保や安否確認、応援体制
{ 職員の意識改革、参集訓練、乗合い通勤の検討、災害時協力員（ＯＢ）等の活用、
} 応援体制等の確立、安否確認方法の確認、登庁・帰庁困難時の対応確認等
- ・ 業務に必要な職員が確保できない場合は、ＢＣＰ管理者（防災監）に協議するものとし、ＢＣＰ管理者（防災監）は、部局庁内を調整して応援要員を確保する。

② 物資

- ・ 設備の代替器具や業務資機材、重要施設や災害応急対策車両等の燃料確保等
{ 災害復旧用資機材等の確保や調達・融通の調整や連携、燃料供給の優先度の検討、
} 業務に必要な物資や、勤務環境に必要な物資の確保等
- ・ 職員は、自らの業務を認識し、食料・飲料水（家庭・職場内に３食分程度以上備蓄するなど）や、情報収集手段（ラジオ等）、通勤手段（自家用車の燃料は常時半分以上とするなど）、長時間勤務に備えた物資（衛生用品など）を自ら確保する。

③ 情報・システム・データ関係

- ・ 情報収集や情報提供手段の確保、情報の共有、ネットワーク機能維持の運用保守体制確保等
{ 非常用電源や災害時優先電話の確保、代替通信手段の検討・準備、持ち出す情報
} 資産の範囲・方法の検討、個人情報の開示・提供範囲や対応手順の検討等
- ・ 県全体に関わる基幹的な情報ネットワークシステム等を管理・運用する所管課は、非常時優先業務を行うために必要なシステム（行政情報ネットワークシステムなど）の機能を維持するため、必要な措置を講ずる。
- ・ 職員は、作成したデータについて、ネットワーク上の共用フォルダへの保存を徹底する。
 各所属は、所管する情報システムの定期的なバックアップ等により、県の重要データを保護する等、必要な措置を講ずる。

5 マニュアル策定における調整

ＢＣＰ管理者（防災監）は、各所属が業務を継続実施するための課題対応策を検討・調整するに際して、部局庁内・部局庁間の調整を行う。

Ⅶ 業務継続計画・マニュアルの維持管理

1 PDCAサイクルによる最適化

本計画や業務継続マニュアルは、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）による不断の見直しを行い、常に最適化を図るものとする。

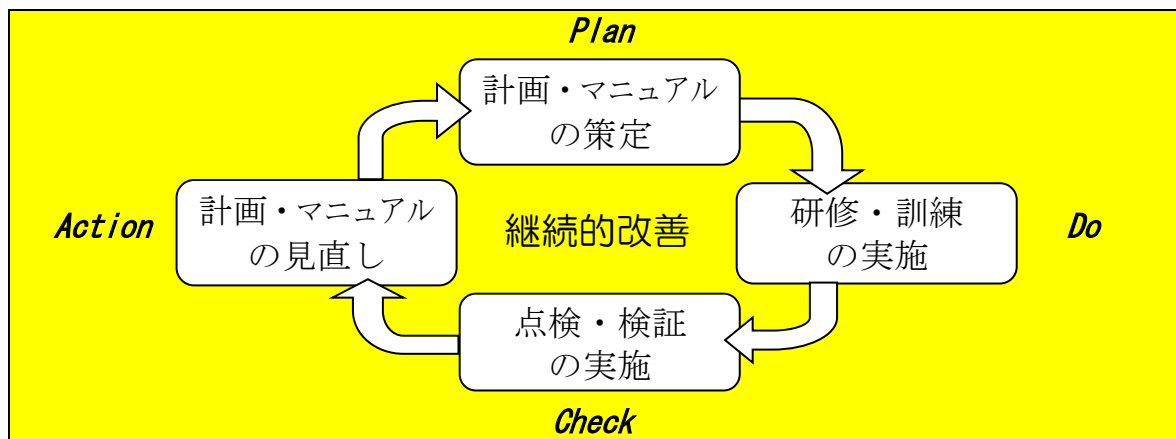


図4 PDCAサイクルによる継続的な改善の取り組み

※ 人事異動や事務分掌の変更により毎年度必要な見直しを行うことが前提であり、計画・マニュアルの策定は、業務継続体制の構築に向けたスタートとなる。

○ マニュアルの策定

BCP管理者（防災監）は、各所属のマニュアル策定について、所要の進捗管理を行い、課題対応策をとりまとめ、防災・危機管理部長に提出する。

○ 研修・訓練

計画やマニュアルを全職員が理解して、発災時に速やかに対応できるよう、県全体、各部署庁、各所属において、必要に応じ研修や訓練を行う。

○ 点検・検証

研修や訓練を踏まえ、防災監会議において計画を点検・検証するほか、各所属においてもマニュアルを点検・検証する。

○ 計画やマニュアルの見直し

点検・検証を踏まえ、計画を見直す必要がある場合は、防災監会議において必要な協議・調整を行うほか、各所属においてもマニュアルを見直す。

※ 防災監会議が所管する事項に関する作業等は、必要に応じて「茨城県危機管理連絡会議」（議長：防災・危機管理課長）が行う。

2 計画やマニュアルの実効性確保に係る具体的取組

計画及び各所属で作成したマニュアルについては、大規模地震等発生時に各職員が迅速かつ的確に対応できるよう、所属において、日頃より担当職員に対して周知を行い、担当職員も自らの役割分担等を把握することで、実効性を確保することが必要である。

(1) 所属のBCPマニュアル等に係る勉強会等の実施について

- ① 各所属長において、BCPマニュアル整理表に記載された「応急復旧業務」及び「優先すべき通常業務」の内容を理解しておくことが必要である。このため、部課長会議等の場において、防災監から所属長に対し、年度当初及び出水期の計2回、BCPマニュアル等に係る勉強会を実施すること。
- ② 各所属長は、①の後、課員全員に対し、BCPマニュアル等に係る勉強会等を実施し、発災時の役割分担の周知徹底を図ること。

(2) 所属のBCP整理表及び事務分担表の携行について

- ① 各部局庁においては、幹部職員においても、各課の「応急復旧業務」及び「優先すべき通常業務」の内容を理解の上、BCP整理表の内容をスマートフォン等へ保存し、携行すること。
- ② 各所属においては、当該所属のBCP整理表及び事務分担表について、所属長及び各職員がスマートフォン等へ保存し携行するよう徹底し、各職員が本人及び本人の所属の発災時業務をしっかりと意識できるよう周知を行うこと。

(3) 人事異動に伴う引継ぎ等の徹底

平成28年4月14日（本震は4月16日）に発生した平成28年熊本地震など、人事異動があった直後に発災することも十分に想定されるため、職員の異動後も業務継続に支障がないよう、人事発令が行われた後、迅速に非常時優先業務の引継ぎを実施すること。

また、所属においては、事務分担表の作成と併せて「非常時優先業務事務分担表」をはじめとする課BCPマニュアルの更新を行うなど、迅速に業務継続の体制を整備すること。

〔参考〕年間スケジュール

時期	実施内容
前年度 3月中旬～	(各 所 属) BCPマニュアルの更新作業を実施 (各 職 員) 異動に伴う非常時優先業務等の事務引継を実施
毎年度 4月当初	(各部局庁) 防災監を中心に、各所属長に対し、BCPマニュアル等に係る勉強会を実施 (各 所 属) 各所属長を中心に、各職員に対し、BCPマニュアル等に係る勉強会を実施し、発災時の役割分担を周知 (各 職 員) 所属のBCP整理表及び事務分担表を各自のスマートフォン等へ保存し、携行
4月中旬	(各部局庁) 各所属における勉強会実施結果及び更新したBCPマニュアルを取りまとめ、防災・危機管理課に提出
7月上旬	(各 所 属) 各所属長により、各職員に対し、BCPマニュアル等に係る勉強会等を実施し、改めて、業務継続体制を周知
7月末	(各部局庁) 各所属において、勉強会実施結果を取りまとめ、防災・危機管理課に提出

3 市町村・関係機関との協力・連携

(1) 市町村業務継続計画策定等への協力

県の非常時優先業務には市町村と相互に連携が必要なことから、県は市町村の業務継続計画策定等に協力する。

(2) 関係機関に対する計画やマニュアルの理解促進と連携強化

県の非常時優先業務を行う場合、関係機関等の協力が必要な場合があることから、研修や訓練等の機会を通じて、本計画及び業務継続マニュアルについての理解促進と連携強化を図る。

(改正経過)

- ・ 平成 24 年 9 月 計画策定
- ・ 令和 4 年 3 月 一部改正 (非常時優先業務の執行体制の確保に係る項目の追加、計画やマニュアルの実効性確保に係る具体的取組に係る項目の追加、防災基本計画・茨城県地域防災計画の改定内容及び地震被害想定の反映、組織改正、資料編の追加等)

【資料編】

【様式1】 応急対策業務及び優先度の高い復旧対策業務整理票

[illegible]

【様式2】 優先度の高い通常業務整理票

[illegible]

【様式3】 耐震状況・職員参集状況整理票

[illegible]

【様式4】 被害・影響イメージ整理票

部局庁名	
所属課(室)・所名	
責任者 職・氏名	

項 目			被害・影響イメージ (具体的な内容・状態)	課 題	課題対応策・対応の方向性	備 考
業務執行環境	施設	耐震性				
		液状化				
		津波				
	執務室内	机・棚・ロッカー等				
		テレビ OA機器等				
		天井パネル 照明器具 空調ダクト等				
	ライフライン供給	電力				
		都市ガス				
		上下水道				
		電話・FAX				
		インターネット・メール				
	その他	エレベーター				
業務資源	人 (職員)	安否確認・参集				
	物	設備機能 業務資機材 燃料・消耗品・ 飲料水・食料等				
	情報	情報収集・共有・ 提供・連絡・調整				

【様式5】 非常時優先業務事務分担表

区分	業務名	必要 職員数	平常時の事務分担		発災時の事務分担		備考
			正	副	正	副	
応急対策業務 及び優先度の高い 応急復旧業務							
	災害対策本部事務局の業務(A業務)						
	【事務局長等】						
	【総括班】						
	【情報班】						
	【対策班(避難対策班含む。)						
優先度の高い 通常業務	【物資・燃料調整班】						
	【応援・受援班】						
	小計						

計 0.0